

○三鷹市子ども・子育て会議条例

平成25年10月 4 日

条例第27号

改正 令和5年3月9日条例第5号

(設置)

第1条 いきいきと子どもが輝く子ども・子育て支援のまちづくりを推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、三鷹市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に定めるもののほか、市長の諮問に応じて調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第7条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中第94号を第95号とし、第93号の次に次の1号を加える。

(94) 子ども・子育て会議委員

第3条第1項及び第4条第1項中「第94号」を「第95号」に改める。

第7条第1項及び第9条中「及び第89号の職員並びに第94号」を「、第89号及び第94号の職員並びに第95号」に改める。

別表第2地域公共交通活性化協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	10,000円
-------------	---------

附 則（令和5年3月9日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。